（組織活動費）

一件五万円未満の計	4,000
合　　計	4,000

［略］

総括文書（支部分）の要旨

［1～5　略］

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	4,207,122,981
［略］	
事務所費	934,878,374
政治活動費	1,330,152,932
組織活動費	344,370,001
［略］	

［7　略］

総括文書（本部及び支部分）の要旨

［1～5　略］

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

［略］	
経常経費	7,182,231,817
［略］	
事務所費	1,608,516,163
政治活動費	4,533,909,510
組織活動費	945,002,540
［略］	

［7　略］

（組織活動費）

支出の目的	金額	氏名	住所
会場使用料	95,774	ホテル談露館	甲府市
一件五万円未満の計	4,000		
合　　計	99,774		

［同左］

総括文書（支部分）の要旨

［1～5　同左］

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	4,207,027,207
［同左］	
事務所費	934,782,600
政治活動費	1,330,248,706
組織活動費	344,465,775
［同左］	

［7　同左］

総括文書（本部及び支部分）の要旨

［1～5　同左］

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

［同左］	
経常経費	7,182,136,043
［同左］	
事務所費	1,608,420,389
政治活動費	4,534,005,284
組織活動費	945,098,314
［同左］	

［7　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百十二号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十八年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党	支部の数	四二五	四三七	（届出年月日　平成三十年二月一日）
	うち法第十四条第二項第一号に規定する支部の数	四二五	四三七	